

お知らせ

令和6年4月以降の 高校生の通学定期代の一部を助成します

企画部セールス戦略課ふるさとプロモーション係（☎23 - 3042）

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、通学定期券購入費用の一部を助成します。

交付対象者

次の条件に該当する高校生の保護者

- ・町内に住民票があること。
- ・高等学校等への通学に公共交通機関を利用し、通学定期券を購入していること。
- ・通学定期券の1か月あたりの購入金額が1万円を超えていること。

以下に該当する場合は対象外

- ・保護者が生活保護を受けていること。
- ・保護者や同一世帯に市町村税の滞納があること。（納付計画を提出し履行している者を除く）
- ・保護者や同一世帯に暴力団員が含まれていること。
- ・その他法令等により通学費の補助を受けていること。

助成金額

1か月あたりの通学定期券代のうち、1万円を超えた額の3分の2にあたる額を助成します。

※対象となる月が同一で、同一人物の定期券の場合は、複数の公共交通機関の定期券の代金を合算することが可能です。

定期券（例）	金額	1か月あたりの金額	1か月あたりの助成金額
JRのみ 3か月定期	3万4,400円	1万1,466.66円 =1万1,466円	(1万1,466円 - 1万円) × 2/3 = 977.33円=977円
JR 6か月	JR:5万5,530円	9,255（JR） +	(1万5,555円 - 1万円) × 2/3 = 3,703.33円
バス 3か月	バス:1万8,900円	6,300（バス） =1万5,555円	=3,703円

※小数点以下は切り捨てます。

申請をするためには

購入した定期券を1か月ごとに区切り、利用開始日が属する月を対象月とします。3か月や6か月などの定期券を購入している場合、同一の定期券であっても、対象月によっては申請タイミングが異なることもありますので、ご注意ください。

申請受付期間

申請受付は、9月（上期分）と3月（下期分）の2回に分けて行います。申請受付は年2回を原則としますが、4月から3月分をまとめて3月1日から3月31日の期間中に申請することも可能です。※過年度分の請求（令和6年度に請求し忘れた分を令和7年度に請求）を行うことはできません。

	対象月	申請受付期間
1回目	4月～9月（上期分）	9月1日～9月30日
2回目	10月～3月（下期分）	3月1日～3月31日

申請に必要な書類

1.当別町高等学校等生徒通学交通費助成金交付申請書兼請求書(町 HPからダウンロード可能)

2.学生証の写しまたは在学証明書

3.通学定期券の写し

4.振込先口座がわかるものの写し(通帳等)

申請には通学定期券の写しまたは画像データが必要です。必ず保管しておいてください。

今後はオンラインでの申請受付も行う予定です。内容が決まり次第、町ホームページ（右記 QR コード）に掲載しますので、ご確認ください。



広告

広告

定額減税しきれないと見込まれる方へ 調整給付金を支給します

環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方へ調整給付金を支給します。

給付対象者

当別町から令和6年度個人住民税が課税されており、納税義務者および配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

☆定額減税可能額…

- ・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
- ・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

☆減税対象人数…

納税義務者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満の扶養親族含む。ただし、控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。）

給付方法

給付対象者へ、8月下旬頃に「支給要件確認書」を送付しますので、「支給要件確認書」が届いた方は、記載例をもとに必要事項を記入のうえ、速やかに返信ください。返信され次第、順次審査のうえ支給します。

▼令和6年1月2日以降に当別町に転入した世帯

令和6年1月1日に住民票があった市町村に問合せください。

▼返信期限 10月31日（木）

調整給付額の算出方法

1. 所得税分控除不足額の算出方法

所得税分定額減税可能額
(3万円 × 減税対象人数)

|

令和6年分推計所得税額(減税前)
(令和5年分所得税額による推計所得税額)

||

① 所得税分控除不足額
(数値が0より小さい場合は0円)

2. 個人住民税分控除不足額の算出方法

個人住民税分定額減税可能額
(1万円 × 減税対象人数)

|

令和6年分個人住民税所得割額(減税前)

||

② 個人住民税分控除不足額
(数値が0より小さい場合は0円)

調整給付額の算出方法

① 所得税分控除不足額

+

② 個人住民税分控除不足額

||

③ 調整給付額
(1万円単位で「切り上げて」算出)

広 告

広 告